解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号

財団法人衛星通信教育振興協会

代表清算人　加藤　義行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月七日岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

岐阜県大垣市本今一丁目七七番地

医療法人社団仁正会

清算人　箭田　和美

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月十日岸和田市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

大阪府岸和田市下松町六九五番地

岸和田市下松土地区画整理組合

代表清算人　前田　元雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地三七六七番地の一

財団法人坂野那智黒奨学会

代表清算人　世古　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

大分市大手町二丁目三番三四号

社団法人大分県鍼灸師会

清算人　芝原　敏一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

大分市大手町二丁目三番三四号

社団法人大分県あん摩マッサージ指圧師会

清算人　三浦　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市関柴町下柴字大門口四七八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宇津味清輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

福島県喜多方市字西四ツ谷二四番地一サニープラザ一階一〇三号室

相続財産管理人　井川憲太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市相生町二丁目八一二番地、最後の住所群馬県桐生市新里町新川二三八番地一

被相続人　亡　青木　昌弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

群馬県桐生市相生町二丁目三一六番地の九

相続財産管理人　弁護士　春山　典勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市熊谷一一九三番地、最後の住所埼玉県熊谷市末広四丁目八番一八号

被相続人　亡　柳　弘江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

埼玉県熊谷市本町二丁目七六番一号第百生命熊谷ビル四階　尾高忠雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾高　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所埼玉県川口市西青木一丁目二三番二五号　被相続人　亡　高　三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル五〇三号　池本法律事務所　相続財産管理人　池本　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉町三丁目七〇六番地、最後の住所東京都練馬区大泉町三丁目二四番二号　被相続人　亡　小俣　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東嶺町一二番、最後の住所東京都世田谷区東玉川二丁目二番一八号

被相続人　亡　谷口　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市羽衣五丁目九七一番地二一、最後の住所東京都国立市中一丁目九番地の四　一橋ハイム五〇五

被相続人　亡　早川　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

第16期決算公告

平成23年12月5日

埼玉県さいたま市南区太田窪２丁目２番19号

オーシャンエンジニアリング株式会社

代表取締役社長　栗原　則男

貸借対照表の要旨

（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	354,173	流動負債	290,865
固定資産	72,621	固定負債	42,000
有形固定資産	68,471	**負債合計**	**332,865**
無形固定資産	4,073	株主資本	93,930
投資その他の資産	76	資本金	50,000
		利益剰余金	43,930
		その他利益剰余金	43,930
		（当期純損失）	(17,365)
		純資産合計	**93,930**
資産合計	**426,795**	**負債・純資産合計**	**426,795**